

新旧対照表

保護預り約款	
新	旧
第1条～第6条（現行どおり） （当社への届出事項） 第6条の2 <u>インターネットに必要事項をご入力或いは当社所定の申込書にご記入いただいた情報をもって、お届け先の住所、氏名、生年月日又は名称、共通番号等とさせていただきます。</u> 2 お客様が、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券（以下第21条を除き「株券等」といいます。）に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の<u>届出</u>の際にその旨をお届出頂きます。この場合、パスポート、在留カード等の書類をご提出願うことがあります。 第7条～第21条（現行どおり） <u>（届出事項の変更）</u> 第22条 お客様が、届出事項を変更されるときは、<u>証券総合サービス口座約款の規定に基づき、お手続きください。</u> （個人情報等の取扱い） 第23条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社はお客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として、次の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があるとして判断する場合、米国税務当局に	第1条～第6条（省略） （当社への届出事項） 第6条の2 <u>「証券総合サービス申込書」に押印された印影及び記載された住所、氏名、生年月日、又は、法人の場合における名称及び代表者の氏名、共通番号等をもって、お届け先の印鑑、住所、氏名、生年月日又は名称、共通番号等とさせていただきます。</u> 2 お客様が、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券（以下第21条を除き「株券等」といいます。）に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の<u>申込み</u>の際にその旨をお届出頂きます。この場合、パスポート、在留カード等の書類をご提出願うことがあります。 第7条～第21条（省略） <u>（申込み事項等の変更）</u> 第23条 <u>改名、転居及びお届け先の印鑑の変更等申込事項に変更があったときは、お客様は、所定の用紙によって遅滞なく当社に届け出て頂きます。</u> 2 <u>前項のお届け出があったときは、当社は、戸籍謄本、住民票、印鑑証明書その他必要と認める書類等をご提出頂くことがあります。</u> （個人情報等の取扱い） 第24条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社はお客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として、次の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があるとして判断する場合、米国税務当局に

おける課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意して頂いたものとして取り扱います。 ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織 ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国人又はその他の組織 ③ FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。） （合意管轄） <u>第24条</u> お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。 （約款の変更） <u>第25条</u> この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。 改定を行う旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他の相当の方法により周知いたします。 附則 2000 年 8 月 1 日 制定 2005 年 10 月 1 日 施行 2007 年 9 月 30 日 施行 2009 年 1 月 5 日 施行(2008 年 10 月 31 日 改定)	おける課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意して頂いたものとして取り扱います。 ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織 ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国人又はその他の組織 ③ FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。） （合意管轄） <u>第25条</u> お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。 （約款の変更） <u>第22条</u> この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。 改定を行う旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他の相当の方法により周知いたします。 附則 2000 年 8 月 1 日 制定 2005 年 10 月 1 日 施行 2007 年 9 月 30 日 施行 2009 年 1 月 5 日 施行(2008 年 10 月 31 日 改定)
--	--

2009年11月20日 施行	2009年11月20日 施行
2010年7月1日 施行	2010年7月1日 施行
2012年1月1日 施行	2012年1月1日 施行
2013年9月6日 施行	2013年9月6日 施行
2015年12月14日 施行	2015年12月14日 施行
2017年1月1日 施行	2017年1月1日 施行
2017年5月30日 施行	2017年5月30日 施行
2019年3月1日 施行	2019年3月1日 施行
2020年4月1日 施行	2020年4月1日 施行
<u>2021年6月21日 施行</u>	